

学校における薬の取り扱いについて（令和8年3月3日改訂）

1. 学校における薬の取扱

- （１）薬は医師が処方したものに限り、症状に応じて判断を要する薬は原則お受けできません。
- （２）児童生徒の薬の管理については、担任が確認した後、保健室で預かり保管します。
- （３）保護者からの依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。
- （４）教職員の介助を必要としない場合であっても、下記の書類を提出してください。

2. 必要な提出書類等

【●：必ず提出 ○：必須ではないが必要に応じて提供を求める】

	薬の例	与薬指示書 (医師に記入 を依頼)	服薬依頼書 (保護者記入)	薬の説明書 コピー可	預かる最大量
日常薬	抗けいれん薬、抗喘息薬、向精神薬など、毎日定時に使用する薬	●	●	●	1週間分
一時薬	風邪薬や花粉症などの薬や、目薬、塗り薬など、短期間で一時的に使用する薬	○	●	●	5日分
緊急時薬 (座薬、頓服等)	てんかん発作時の座薬・口腔用液ブコラム®、向精神薬など	●	●	●	数日分 (要相談)

菊池支援学校のホームページ「メニュー」→「保健室より」に服薬依頼書等様式を掲載していますので御活用ください。

3. 注意事項

- （１）服薬時間について主治医に相談のうえ、学校生活時間以外に変更できる薬があればご協力ください。
(1日3回の薬を1日2回(朝・夕)にしてもらう、服薬時間を朝・下校後・就寝前の3回にする等)
- （２）薬は1回分ごとにまとめ、日付、児童生徒名を記入してください。

(例)



- （３）初めて処方された薬は、副作用が出る可能性があるため、必ず一度、御家庭で服用してください。
- （４）宿泊を伴う学校行事の場合は、事前の健康調査を実施した後、必要に応じて対応します。
- （５）薬の内容（種類や量、時間）に変更があった場合は書類を再提出してください。
- （６）医師の処方による服薬が困難であると考えられる場合は御相談ください。
(器質的異常のない生理痛、虫刺されの予防薬、酔い止め、冬の乾燥予防等)

※1 急な服薬依頼がある場合

- ・ホームページ上の服薬依頼書をダウンロードし提出いただくか、初日のみ連絡帳での依頼も対応します。
- ・連絡帳での依頼の場合は、必要事項（※2）を必ず御記入ください。

※2 連絡帳記入例(必要事項)

- ・病名（症状）
- ・薬を飲む時間と期間
- ・薬の名前量
- ・服薬の際の注意事項